4　退職共済年金の受給権者が同時に老齢基礎年金の受給権を有する場合、障害共済年金の受給権者が同時に当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合又は遺族共済年金の受給権者が同時に当該遺族共済年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第二十条第一項（同令第三十八条第一項及び第五十三条第一項において準用する場合を含む。）の届出を行ったときは、前項の届出を行ったものとみなす。

附則第五十三条第一項の次に次の一項を加える。

2　退職共済年金の受給権者が同時に老齢基礎年金の受給権を有する場合、障害共済年金の受給権者が同時に当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合又は遺族共済年金の受給権者が同時に当該遺族共済年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第二十条第一項（同令第三十八条第一項及び第五十三条第一項において準用する場合を含む。）の届出を行ったときは、前項の届出を行ったものとみなす。

附則第五十四条第二項第二号中「住所、」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　受給権を取得した年月

附則第五十七条第一号中「、性別」を削る。

附則第五十八条を次のように改める。

第五十八条　削除

附則第五十九条中「請求書等」を「請求書、届書、申請書その他の書類」に改める。

附則第六十八条を削る。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「された退職共済年金」の下に「又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた退職共済年金」を加え、「又は第七十四条の二第一項」を「（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条第一項、廃止前農林共済法第二十三条の二第一項又は廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第一項」に改め、「附則第二十条第一項」の下に「又は厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号。以下「平成十四年改正省令」という。）附則第五十条第一項」を加える。

第十九条第四項中「附則第七十六条第一項」の下に「又は平成十四年改正省令附則第五十三条第一項」を加える。

第二十条第三項中「附則第七十六条の二第一項」の下に「又は平成十四年改正省令附則第五十三条第三項」を加える。

第二十四条第四項中「附則第七十七条第一項」の下に「又は平成十四年改正省令附則第四十八条の二第一項」を加える。

第三十一条第五項中「された障害共済年金」の下に「又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた障害共済年金」を、「三級」の下に「又は廃止前農林共済法第三十九条第二項に規定する障害等級の三級」を、「第八十四条第一項」の下に「又は廃止前農林共済法第四十四条第一項」を加える。

第三十二条第四項中「第七十四条第三項」の下に「（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条第三項において準用する場合を含む。）又は廃止前農林共済法第二十三条の二第三項（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十三条第四項中「第八十四条第一項」の下に「又は廃止前農林共済法第四十四条第一項」を加え、同条第五項中「、地方公務員等共済組合法第八十九条第一項又は廃止前農林共済法第四十四条第一項」を「又は地方公務員等共済組合法第八十九条第一項」に改める。

第三十五条第四項中「又は第三十二条の二第一項」を「若しくは附則第三十二条の二第一項又は平成十四年改正省令附則第二十八条の二第一項若しくは附則第五十条第一項」に改め、同項第一号中「及び昭和六十年改正法」を「又は昭和六十年改正法」に、「及び昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条第一項」を「若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条第一項、廃止前農林共済法第二十三条の二第一項第二号又は廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第一項第二号」に改め、同項第二号中「第八十七条第四項」の下に「又は廃止前農林共済法第四十五条の三第三項」を加える。

第四十一条第五項中「された遺族共済年金」の下に「又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた遺族共済年金」を、「含む。）」の下に「又は廃止前農林共済法第二十三条の二第三項（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十八条第六項中「又は昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条第一項」を「若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十一条第一項、廃止前農林共済法第二十三条の二第一項第三号又は廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第一項」を「附則第二十条第一項」に、「附則第五十条第一項」を「附則第四十条第一項又は平成十四年改正省令附則第五十条第一項」に改める。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条の五の二第二項中「平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令」を「平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令」に改め、「第三十二条第一項」の下に「及び第三十三条第一項」を加え、同項に次の一号を加える。

五　平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付

第三十条の五の二第三項中「第三十二条第一項」の下に「及び第三十三条第一項」を加える。

（厚生年金保険法施行規則等の一部改正）

第四条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四十一条第四項及び第五項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の規定によりされた申請、届出その他の行為は、この省令による改正後の厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の相当規定に基づいてされた申請、届出その他の行為とみなす。